

墨田区墨田母子生活ホームの指定管理者の指定について

1 施設の名称

墨田区墨田母子生活ホーム（墨田区文花一丁目24番3号）

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者とする団体

（1）名称

社会福祉法人墨田区社会福祉事業団

（2）所在地

東京都墨田区向島三丁目36番7号

（3）代表者氏名

理事長 高野 祐次

（4）沿革

昭和63年10月 法人設立

（5）事業の実績（自治体からの受託運営）

本区での実績

平成18年度～ すみだ福祉保健センター指定管理者、墨田区墨田母子生活ホーム指定管理者、墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンター指定管理者、梅若ゆうゆう館指定管理者

平成22年度～ すみだステップハウスおおぞら指定管理者

4 選定経過及び選定理由

（1）募集内容

ア 募集期間 令和2年7月21日から令和2年8月19日まで

イ 周知方法 区のお知らせ及び区のホームページに掲載

ウ 応募事業者数 1事業者

（2）選定経過

墨田区指定管理者選定委員会において、主管部検討部会での審査を経た事業者について、申請書類等に基づき、評価項目である 利用者サービスの向上、 効率的・効果的な施設の運営、 事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。

（3）選定理由

審査の結果、選定事業者は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超えたことから、墨田区墨田母子生活ホームの設置目的を効率的・効果的に実現することが期待できるため選定した。

5 事業計画の要点

（1）管理運営の方針

墨田区墨田母子生活ホームの設置目的及び指定管理者制度の趣旨を踏まえ、以下の3点を管理運営の方針として定めている。

様々な課題を抱える母子世帯に対し安定的な生活を営むために必要な居住施設を提供し、利用者の安定した生活づくりを支援する。

利用者の自立促進のためにその生活を支援し、併せて退所した世帯について相談等の支援を行う。

公平・公正な運営を基本とした効果的な管理運営を行うことで、利用者サービスの向上を目指し、併せて利用者満足度の向上を図る。

(2) 主な提案内容

ア 利用者サービスの向上に関する提案

- (ア) 入所時の面談等により母子それぞれに自立支援計画を作成し、その後も定期的な面談により利用者の実態に合った柔軟な支援を行う。
- (イ) 心理担当専門員の派遣実施により、心理的な課題を抱える利用者へ専門的な支援を行うことで、自立に向けた支援の更なる充実を図る。加えて同専門員から職員が支援方法等の助言を受けることにより、支援体制の強化を図る。
- (ウ) 利用者が退所した後も地域社会において自立した生活を送るため、関係機関とのネットワークを活用し、支援計画に基づく訪問相談等を行う。
- (エ) 利用者親子と職員が協同で野菜を栽培・収穫し、調理して食べるという体験を通じて、親子で食をともにする大切さを伝えるなど食育を推進する。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- (ア) 指定管理料(提案額)：48,665,000円
- (イ) 光熱水費についてはエコマネジャーを中心に職員全員でこまめな省エネ活動を励行する。
- (ウ) 設備等改修工事については計画的に進め、簡易な修繕については施設管理員を中心に職員が自ら行う。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- (ア) 人材育成に重点を置き、職層研修や職能研修など体系的な研修を受講させるだけでなく、職場内研修を充実させ、利用者支援のスキルアップを図り、即戦力となる人材を育てる。
- (イ) 消防計画・洪水時等の避難確保計画・侵入者不審者対応マニュアル等に基づいて、様々な状況を想定した訓練を実施する。
- (ウ) 感染症発生時・感染症事前予防対策マニュアルに加え、新型コロナウイルス感染症事業継続にかかる対応マニュアルを随時更新し、適宜対応する。

審査結果

7名の委員が評価し、その合計点により審査を行った。

評価項目（配点）	得点
	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
1 利用者サービスの向上（36点×7人＝252点）	182点
利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか （6点×7人＝42点）	29点
施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか （4点×7人＝28点）	20点
利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か （4点×7人＝28点）	21点
利用者の要望・意見を聴くための手段と業務改善の取組があるか （6点×7人＝42点）	29点
自立支援計画を入所者ごとに適切に策定できる環境が整えられているか （8点×7人＝56点）	42点
利用者に合わせた支援事業が充実しているか （8点×7人＝56点）	41点
2 効率的・効果的な施設の運営（30点×7人＝210点）	135点
施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか （6点×7人＝42点）	28点
施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか （6点×7人＝42点）	24点
提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか （8点×7人＝56点）	36点
区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか （4点×7人＝28点）	20点
施設の維持管理及び衛生管理について、内容は充実しているか （6点×7人＝42点）	27点
3 事業計画の遂行能力（34点×7人＝238点）	167点
経営状況及び財政基盤は安定しているか （6点×7人＝42点）	36点
職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か （6点×7人＝42点）	29点
管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か （6点×7人＝42点）	26点
個人情報の保護を徹底する体制が整っているか （4点×7人＝28点）	18点
災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か （8点×7人＝56点）	36点
同種事業に関する他の自治体での実績の有無、本区での実績の有無 （4点×7人＝28点）	22点
合計（100点×7人＝700点）	484点